

伯耆町総合スポーツ公園遊具設置工事設計・施エプロポーザル
(公募型) 技術提案書作成要領

1 規格及び枚数

A 3判片面カラー印刷左とし10枚程度(表紙、目次、裏表紙を除く。)とする。

2 前提要件

- (1) 設置エリアは、別紙のとおりとする。
- (2) 遊具等の材質は、金属、プラスチック、その他材質を使用し、耐久性があるものとする。
- (3) 遊具は、国土交通省による「都市公園における遊具の安全確保に関する指針改訂版(令和6年6月)」を遵守し、一般社団法人日本公園施設業協会による「遊具の安全性に関する規
準 改訂版(令和6年4月)」に適合する遊具とする。
- (4) 遊具の対象年齢は、3歳から12歳とする。
- (5) 令和8年3月27日(金)までに工事が完了すること。
- (6) 提案は、一技術提案者につき一提案とする。

3 記載内容

主な記載内容については以下のとおりであるが、調達公告の5の(1)の評価項目も参考にすること。

- (1) コンセプト
- (2) パース図及び平面図
- (3) 提案遊具等の概要(遊びの機能、対象年齢(3~12歳)、素材、インクルーシブデザインの採用及びアピールポイントなど)
- (4) 安全性(予期せぬケガ(ハザード)に対する安全確保の考え方、遊具の品質)
- (5) 遊具設置後の維持管理(日常点検の頻度・方法、アフターフォロー体制、保証など)
- (6) 工程表及び実施体制
- (7) 提案遊具等の耐用年数表及びランニングコスト表(保守点検費など含む)
- (8) 概算事業費内訳書及び数量表(設計費、既存遊具の撤去費、表示看板設置など本提案に要する費用は全て工事費に含めるものとし、19,998千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。なお、労務は鳥取県が単価を定めている職種の中から採用すること。また、直接工事費と間接工事費は分けて計上することが望ましいが、分けて計上することが困難な場合はこの限りでない。)

4 提出部数

紙媒体にて6部提出することとし、うち1部のみ表紙(社名及び押印のあるもの。)を添付すること。その他5部については、社名等の提案者が特定される記載は行わないこと。

技術提案書の提出にあわせて、概算事業費内訳書に基づく工事見積書も提出すること。